

第一百七十七回

参議院厚生労働委員会議録第四号

(九〇)

平成二十三年三月三十一日(木曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 理事

委員

津田弥太郎君

足立信也君
長浜博行君
石井準一君
藤井基之君
山本博司君梅村聰君
大塚耕平君
川合孝典君
小林正夫君
谷博之君
辻泰弘君西村まさみ君
森ゆうこ君
赤石清美君
石井みどり君
大家敏志君
高階恵美子君
中村博彦君
三原じゅん子君
秋野公造君
川田龍平君
田村智子君
福島みづほ君國務大臣 発議者 郡和子君
厚生労働大臣 細川道義君
厚生労働副大臣 小宮山洋子君
厚生労働副大臣 大塚耕平君
厚生労働大臣政 小林正夫君
事務局側 常任委員会専門員 松田茂敬君柚木道義君
細川律夫君
小宮山洋子君
大塚耕平君
小林正夫君
松田茂敬君

本日の会議に付した案件

○国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長津田弥太郎君 ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

国民生活等の混乱を回避するための平成二十二

年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

発議者衆議院議員西村智奈美君から趣旨説明を

聴取いたします。西村智奈美君。

○衆議院議員(西村智奈美君) ただいま議題となりました国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案について、提出者を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

平成二十二年度における子ども手当の支給は、平成二十二年三月で終わることとなつております。

する法律に基づく子ども手当の支給は、平成二十

三年三月で終わることとなつております。

申し上げます。

このため、これにより生ずる国民生活等の混乱

を回避するために、同法の子ども手当について、暫定的に平成二十三年九月まで支給することとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

まず、平成二十二年度子ども手当支給法の子ども手当について、平成二十三年九月まで支給することとしております。

また、この法律の施行期日は、平成二十三年四月一日としております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(津田弥太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○石井準一君 自由民主党の石井準一でございます。

まず初めに、東北地方太平洋沖大地震により多くの方々の尊い命が失われたことに深い哀悼の意をささげ、被災された方々へ心よりお見舞いを申し上げます。同時に、被災地での救出、救護、福島原子力発電所の復旧と二次災害防止に懸命に御尽力をいたいでいる皆様方に心より敬意を表します。

これまで暮らしや意識の切替えを迫られている状況にあります。

これまで我が党は、今回の地震発生直後に緊急対策本部を立ち上げ、緊急に取り組むべき対策をしております。また、「がんばろう日本」の掛け声の下、国民運動的な取組を積極的に行うなど、全力で対応しております。今こそ全ての国民が心を一つにして復興へ向けて歩み出すことを切に願い、日本再生に向けて取り組んでまいる所存でございます。

さて、法案に関してであります。

この法案は、民主党提出の議員立法であり、平成二十二年度に実施された子ども手当制度をそのまま継続をさせ、今年九月までの六ヶ月間をつないであります。一方、衆議院では、政府案として三歳未満の子供に月額三万円を支給するという平成二十三年度における子ども手当の支給に関する法律案が提出をされていました。政府提出案については、衆議院で採決された後に撤回の手続きが進められておりますが、同じ子ども手当法案を実施するための法案として、同じ政府・与党から違った内容の二つの法案が提出されたというのは果たしてどのように考えればいいのでしょうか。自分たちのマニフェストの目玉である子ども手当をどうするのかさえ明確に示さない政府がかり取りに右往左往していることは容易に想像が付くわけであります。この国難・非常事態において、国民のため、どうかしっかりと対応を実施していただきたい、政府に祈るような思いであることをまず述べさせていただきたいと思います。

その上で、子ども手当に係る予算を復興財源として振り向けるべきであり、子ども手当自体に我々は反対であることを強く強調をしておきま

の半年間の間でゼロベースで考え方直していくのか、制度の中身 자체を各党会派で協議をしてもらおうのか、この点についてははつきりとお答えをいただきたいと思います。

○国務大臣(細川律夫君) 先ほども申し上げましたように、このいわゆるつなぎ法案で六か月、二十二年度の子ども手当の内容が行われる、実施をされていると、こういうことで、その後の十月以降については何ら決まってないわけございません。したがつて、その決まっていない点についてこれから早急に与野党でいろいろ協議をしていただいて、その協議を踏まえて適切に私どもは対応してまいりたいと、このように考えております。

○石井準一君 今も大臣が御答弁されているように、このマニフェストというものは平時に作成されたものであります。厳しい財政状況の下、震災直後という非常時の対応として果たして妥当かどうか、政策の優先順位はおのずと変わってくるのではないかと思うわけでありますけど、子ども手当は民主党が二〇〇九年の衆議院選挙で掲げた看板施策であります。

このマニフェストに基づいて考えるならば、平成二十三年度から、中学まで全ての子供を対象に月額二万六千円全額国費で支給する。菅総理はまとめてあると考えていると、このように答弁をされたおられた、マニフェストは国民との約束事であり、引き続きその実現に向け取り組んでいくのが基本的であります。検証し、満額が成立しなかつた場合、国民に対する説明責任をどう果たしていくのか、改めてお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(細川律夫君) 先ほども申し上げましたように、このマニフェストは国民に対する約束でございますから、その約束を実現をしていくというのがこれは基本的な考え方でありますけれども、しかし、御承知のような未曾有の大災害でもございます。この災害で被害に遭われました被災者の皆さんに対する支援そして復旧復興、これこ

そがまさに今国家として、政府として、また国全体でしっかりとやつていくのが大事なことだとざいます。

したがつて、そのためには何が優先的に行われなければならぬのかと、こういうことを決めておいただいて、そして合意をしていただくということだと思いますし、またこの子ども手当につきましても、これは先ほどから申し上げておりますように、取りあえず六か月というのを二十二年度の内容でやつていただきたいと、こうしたことになります。

でも、その先は決まっていないわけでありますから、これも与野党でいろいろと議論をしていただく。そういう中で、このマニフェストというのを、子ども手当というマニフェストで約束をしていたそのことの内容もこれも変わることならば、これが私どもとしては国民に御丁寧に説明をして御理解をいただくと、こういうことになると思いま

す。

○石井準一君 非常に分かりづらい答弁なんですけど、震災に遭わなかつた家庭における子ども手当額二万六千円全額国費で支給する。菅総理はまことにあります。そのためには、その目的が子育ての経済的負担の軽減にあるのであれば、高所得者への給付は不要であり、そして低所得者への給付をより厚くすべきである。少子化対策にあるのであれば、第二子、第三子以降の給付を手厚くすべきであり、また現金給付よりも現物給付の方が効果的である。経済対策であるならば、限られた財源をより経済効果の高い施策に投入すべきであると批判されております。

調査によりますと、子ども手当の予算を震災の復興支援の財源に充てることについて、支持するという人の割合が八三%にも上っているという調査結果もござります。

財源がない、所得制限がない、地方自治体からの反発、不正受給など、いろいろ問題点の多い子ども手当ですが、私はその中でも両親がいる子供には支給されないということが特に大きな問題だと思っております。親がいて裕福で何不自由なく暮らしている子供には支給され、親がいなくて日々の自分の暮らしだけでも精いっぱいの子供には手当がもらえない、こんな理不尽な政策があつてもいいのでしょうか。

親がいない子供へは支給されないという法案に

ことになつてゐるところでございます。

○石井準一君 時間が来ましたので、改めて、子ども手当に係る予算を復興財源として振り向けるべきであり、子ども手当自体に反対であることを表明し、質問を終わります。

○三原じゅん子君 自由民主党の三原じゅん子です。

まず、今回の東日本巨大地震・津波災害によつてお亡くなりになつた方々の御冥福を心からお祈りし、被災された皆様に対しまして衷心からお見舞い申し上げます。

では、法案に関して質問させていただきます。まず、子ども手当については、その政策目的が明確でない、そのため政策効果も不明確であると言わせてきました。その目的が子育ての経済的負担の軽減にあるのであれば、高所得者への給付は不要であり、そして低所得者への給付をより厚くすべきである。少子化対策にあるのであれば、第二子、第三子以降の給付を手厚くすべきであり、また現金給付よりも現物給付の方が効果的である。経済対策であるならば、限られた財源をより経済効果の高い施策に投入すべきであると批判されております。

調査によりますと、子ども手当の予算を震災の復興支援の財源に充てることについて、支持する

な理由からそのことが含まれていないということです。

ただくと、その先は決まっていないわけでありますから、これも与野党でいろいろと議論をしていただく。そういう中で、このマニフェストというのを、子ども手当というマニフェストで約束をしていたそのことの内容もこれも変わることならば、これが私どもとしては国民に御丁寧に説明をして御理解をいただくと、こうしたことになります。

でも、その先は決まっていないわけでありますから、これも与野党でいろいろと議論をしていただく。そういう中で、このマニフェストというのを、子ども手当というマニフェストで約束をしていたそのことの内容もこれも変わることならば、これが私どもとしては国民に御丁寧に説明をして御理解をいただくと、こうしたことになります。

では、この度の東日本巨大地震・津波災害で親を亡くした子供には子ども手当が支給されないのをどう思つておられますか。また、この被災地で親を亡くした子供の数というのを把握なさつておられることがあります。そこで、私どもも、この震災の被害で親を亡くした子供さんがおられるということで、この子供たちにどういうことがしてあげられるかしっかり対応していかなければいけないということを

ます。そこで、私どもも、この震災の被害で親を亡くした子供さんはおられるということで、この子供たちにどういうことがしてあげられるかしっかり対応していかなければいけないということを

ます。

したがつて、そのためには何が優先的に行われなければならぬのかと、こういうことを決めておいただいて、そして合意をしていただくとい

うことだと思いますし、またこの子ども手当につきましても、これは先ほどから申し上げておりますように、取りあえず六か月というのを二十二年度の内容でやつていただきたいと、こうしたことになります。

でも、その先は決まっていないわけでありますから、これも与野党でいろいろと議論をしていただく。そういう中で、このマニフェストというのを、子ども手当というマニフェストで約束をしていたそのことの内容もこれも変わることならば、これが私どもとしては国民に御丁寧に説明をして御理解をいただくと、こうしたことになります。

では、この度の東日本巨大地震・津波災害で親を亡くした子供には子ども手当が支給されないのをどう思つておられますか。また、この被災地で親を亡くした子供の数というのを把握なさつておられることがあります。そこで、私どもも、この震災の被害で親を亡くした子供さんはおられるということで、この子供たちにどういうことがしてあげられるかしっかり対応していかなければいけないということを

ます。

したがつて、そのためには何が優先的に行われなければならぬのかと、こういうことを決めておいただいて、そして合意をしていただくとい

うことだと思いますし、またこの子ども手当につきましても、これは先ほどから申し上げておりますように、取りあえず六か月というのを二十二年度の内容でやつていただきたいと、こうしたことになります。

でも、その先は決まっていないわけでありますから、これも与野党でいろいろと議論をしていただく。そういう中で、このマニフェストというのを、子ども手当というマニフェストで約束をしていたそのことの内容もこれも変わることならば、これが私どもとしては国民に御丁寧に説明をして御理解をいただくと、こうしたことになります。

では、この度の東日本巨大地震・津波災害で親を亡くした子供には子ども手当が支給されないのをどう思つておられますか。また、この被災地で親を亡くした子供の数というのを把握なさつておられることがあります。そこで、私どもも、この震災の被害で親を亡くした子供さんはおられるということで、この子供たちにどういうことがしてあげられるかしっかり対応していかなければいけない

ことになります。

○国務大臣(細川律夫君) まず、額の問題についてお答えをいたしたいと思います。

このつなぎ法案で六か月間で要する所要額、四月から九月分まで六か月間で幾らの国費が必要となるのか、給付費、事務費、新たな交付金の取扱いも含めて二十三年度予算計上額との差額は幾らか、数字で、時間がありませんので、お示しをいただきたいと思います。

○国務大臣(細川律夫君) まず、額の問題についてお答えをいたしたいと思います。

このつなぎ法案で六か月間で要する所要額、四月から九月分までの子ども手当の給付に係る経費というものは国費で九千八百億円でございます。

二十三年度子ども手当支給法による同期間の子ども手当の給付に係る経費は国費で一兆一千億円でございます。この災害で被害に遭われました被災者の皆さんに対する支援そして復旧復興、これこざいまして、その差額は一千二百五十億円という

その者に対する子ども手当を支給する、また、親代わりに面倒を見る者がいる場合には児童養護施設等に入所するということになると思われますけれども、この場合には安心こども基金で対応をしていこうと、こういうふうに考えております。

○三原じゅん子君 ちょっとよく分からぬお答えだったんですが、取りあえず調査中ということなんですね。では、一日も早くしっかりと人数も把握していただいて対応していただけますよう強くお願ひいたします。

震災地域では、住民基本台帳がなくなつたという話も聞いております。大臣、住民基本台帳のバックアップは取つていらっしゃいますか。そして、取つていらっしゃるならば、その頻度についてお答えください。

○委員長(津田弥太郎君) 通告はされておられますが。

○三原じゅん子君 はい。

○副大臣(大塚耕平君) 御下問の件は総務省の所管でございますので、私どもがここで今お答えすることは難しいわけでございますが、報道等あるいは現地に入つております私どもの職員からの報告等の情報からも、かなりそいつた行政の基礎情報が損失をしているという状況でございます。

○委員長(津田弥太郎君) バックアップを取つておるか。

○副大臣(大塚耕平君) その点については総務省に是非お尋ねをいただきたいというふうに思つております。

○三原じゅん子君 では、子ども手当法案には、受給者の責務として、子ども手当の支給を受けた者は、子ども手当が目的を達成するためには支給されるものである趣旨に鑑み、それをその趣旨に従つて用いなければならないと記載されております。子ども手当は、景気対策になるという主張もあつて、一方で、貯蓄に回すと回答する親が多く、子ども手当に対する経済効果は薄いとする調査結果もございます。

昨年、子ども手当として二兆二千五百億円とい

う巨額の予算を投入した効果の評価をお聞かせください。

○国務大臣(細川律夫君) 子ども手当の政策効果についての御質問だと思います。

子ども手当につきましては、一人一人の子供の育ちを社会全体で応援をするという趣旨で実施されているものであり、その趣旨を踏まえて子供のためには使わることを期待をいたしております。

このため、昨年、子ども手当をどういうふうに使つたかという調査を実施したところございましたが、子供関係の使途というのが上位を占めておふうに認識をいたしております。

子ども手当の使途をしつかり調査をすべきだとしてその政策効果について、国民の皆さん意識も踏まえ、しつかり把握をしてまいりたいというふうに考えております。

○三原じゅん子君 子育て中の親自身からは、現金給付よりも現物給付の充実を望む声も多く聞かれております。子供の健やかな育ちを支援する手段としては、子ども手当のような現金給付に限らず、当然ながら待機児童という問題も大きく指摘されています。そのように、保育サービスなどを現物給付というもののもう一つの有力な手段であります。特に当の子育て中の親御さん自身から、現金給付よりも現物給付の充実を望むという声も聞かれているところでございます。

そこで、現金給付と現物給付のバランスについてどのように考えておられるのか。特に、政府においてどのように考えておられるのか。特に、政府においては、現物給付も含めて、子ども・子育て新システムの検討も行われておりますが、現金給付のみが先行している感が否めないと私は思います。見解をお願いいたします。

○国務大臣(細川律夫君) 子供の育て、子育て支援につきましては、これは委員が言われるよう

に、現金の給付そしてまた現物給付、これのバランスということは、これは私どもの方でも大事なことだというふうに認識をいたしております。

このため、現物サービスにつきましては、子ども・子育てビジョン、これは平成二十二年の一月に閣議決定したわけありますが、このビジョンに基づきまして保育所受入れ児童数を約五万人増やすという保育所の運営費拡充等を行つているとおりになりましたけれども、それは実現ができます。この拡充をするために、これは二十三年度

の子ども手当法には交付金という形で内容を盛り込んでおりましたけれども、それは実現ができなかつたわけがありますけれども、しかし、交付金で考えておりました地方で必要とする事業につきましては、今度のこのつなぎ法案の後十月以降の子ども手当をどういうふうにするかというところで検討をして、そしてその事業にもしつかりと引き続きこの使途につきましては調査をして、そ

してその政策効果について、国民の皆さん意識も踏まえ、しつかり把握をしてまいりたいというふうに考えております。

○三原じゅん子君 子育て中の親自身からは、現金給付よりも現物給付の充実を望む声も多く聞かれております。子供の健やかな育ちを支援する手段としては、子ども手当のような現金給付に限らず、当然ながら待機児童という問題も大きく指摘されています。そのように、保育サービスなどを現物給付というもののもう一つの有力な手段であります。特に当の子育て中の親御さん自身から、現金給付よりも現物給付の充実を望むという声も聞かれているところでございます。

委員が御指摘のように、現金給付とそれから現物給付のバランスを取つていくということについては、私どもとしても今後とも心掛けてしまつかりやつてまいりたいと、このように考えております。

○三原じゅん子君 今のように抜け穴だらけの民主党のマニフェストを実行したという実績が欲しかったために子ども手当を行なうのではないかと、そのように感じておられる次第でございます。

国民の皆様が震災の復興に予算を使つてほしいという、この民意は是非酌み取つていただきたいと強く訴え、以上で私の質問を終わらせていただきます。

ところで、現金給付と現物給付のバランスについてどのように考えておられるのか。特に、政府においては、現物給付も含めて、子ども・子育て新

システムの検討も行われておりますが、現金給付のみが先行している感が否めないと私は思います。見解をお願いいたします。

本日は、子ども手当のいわゆるつなぎ法案につきましてお聞きを申し上げたいと思います。

そもそも、なぜこのようなつなぎ法案を出さなくてはならなくなつたかといたしますと、民主党のこの目玉政策とも言えます子ども手当に対しまして理念のある財源の明確な法案を提示できなかつたことにございます。

民主党のマニフェスト二〇〇九では、平成二十三年度から零歳から中学生までの全ての子供を対象に月額二万六千円、この子ども手当全額国費で支給、このことになつておりましたけれども、今回この法案では恒久財源も示しておりませんでした。そして単年度でございました。三歳未満に上乗せをしたということだけで、その民主党の言うことでありますけれども、それは実現ができない

こと、そのため、昨年、子ども手当をどういうふうに使つたかという調査を実施したところございましたが、子供関係の使途というのが上位を占めておふうに認識をいたしております。

子ども手当をしつかり調査をすべきだとしてその政策効果について、国民の皆さん意識も踏まえ、しつかり把握をしてまいりたいというふうに考えております。

○国務大臣(細川律夫君) 子ども手当の政策効果についての御質問だと思います。

子ども手当につきましては、一人一人の子供の育ちを社会全体で応援をするという趣旨で実施さ

れており、その趣旨を踏まえて子供のためには使わることを期待をいたしております。

このため、昨年、子ども手当をどういうふうに使つたかという調査を実施したところございましたが、子供関係の使途というのが上位を占めておふうに認識をいたしております。

子ども手当をしつかり調査をすべきだとしてその政策効果について、国民の皆さん意識も踏まえ、しつかり把握をしてまいりたいというふうに考えております。

○三原じゅん子君 今のように抜け穴だらけの民主党のマニフェストを実行したという実績が欲しかったために子ども手当を行なうのではないかと、そのように感じておられる次第でございます。

国民の皆様が震災の復興に予算を使つてほしいという、この民意は是非酌み取つていただきたいと強く訴え、以上で私の質問を終わらせていただきます。

ところで、現金給付と現物給付のバランスについてどのように考えておられるのか。特に、政府においては、現物給付も含めて、子ども・子育て新

システムの検討も行われておりますが、現金給付のみが先行している感が否めないと私は思います。見解をお願いいたします。

本日は、子ども手当のいわゆるつなぎ法案についてお聞きを申し上げたいと思います。

そこで、大臣、なぜこのタイミングでこの閣法を撤回したのか、理由をお聞かせください。

変大事であります。また、早急な財源確保に努めるべきでございます。

政府は二十三日に、この大震災の直接的な被害額約十六兆円から二十五兆円ということで、これは福島の原発事故を含めない形の影響でござりますけれども、大変復興には莫大な財源が必要でございます。

公明党としましては、児童手当の拡充案を提示いたしまして、中学生までの一律一万円に引き下げるのことと、こうした考え方をまとめております。これによって、復旧復興に回せる財源ということは約一兆円捻出をすることができるわけでございます。

不要不急の予算ということで、ここは思い切つて削減をしていく、子ども手当に関しましても見直して震災対策の財源に確保すると、こういうことが必要であると思いませんけれども、大臣の見解をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(細川律夫君) 公明党さんの方で子ども手当について提案をされたということは承知をいたしております。今後、十月以降の子ども手当どうするかということについてしっかりとお互いに議論をさせていただきたいというふうに思っております。

また、震災復興対策、これ、私も、極めて重要なございまして、そのためには国を挙げてやっていかなければというふうに思つておりますが、これは問題だというふうに思つておりますが、しかしなお、子ども手当の上積み分、この三歳未満の一万三千円の子ども手当を停止をして子育ての家庭に重点的に負担をさせるということは、これは私は問題だといつぱり思つておりますが、しかしながら、児童手当の拡充案をまとめております。これによって、復旧復興に回せる財源は、子ども手当の予算につきましては、これは震災対策の財源に充てるべきだという御意見もいただいておりますところでございまして、こうした点も含めまして今後検討をしていきます。

○山本博司君 時間が参りましたので、やはり大震災で孤児になつた方も数百人いらっしゃるということでも報道でもございますし、しっかりとこうした復興支援策に財源を使つていくということで検討をお願いをしたいと思います。

質問に入ります。

○川田龍平君 みんなの党の川田龍平です。改めまして、今回の震災において被災した皆様へのお見舞いを申し上げます。また、災害の復旧復興に向けて命懸けで尽力されている皆様への感謝を申し上げます。

子ども手当を支給する自治体自体が壊滅的に被災をして、多くの行方不明者を今も捜索をしているさなかでどのように子ども手当を支給していくのでしょうか。特に、被災地のみならず、自治体の負担が大きいのは周知のとおりです。被災地で子ども手当をきちんと支給できる体制にあるのでしょうか。この発議者で地元が被災地でもある宮城の郡議員及び大臣のお考えをお聞かせください。

○衆議院議員(郡和子君) お答えいたします。御指摘の点については大変心配をいたしている状況でございます。今回の震災によつて大きな被害を受けた自治体では、子ども手当の支給システムを含めて役所機能自体が失われていたり、また職員の方々が亡くなつたり、今なお安否が分からぬ状況が続いているなど、非常に厳しい状況でございます。

一方、そうした中で震災復興対策に全力を挙げて取り組んでいただいているところであります。そこで、今後、短期間で行政機能を回復させ、通常どおり子ども手当の支給を行なうということはかなり厳しいのではないかということが地元を回つた際の正直な実感でございます。

○川田龍平君 私は、やはり子ども手当に財源を充てるよりも、復興復旧のためにまず財源を充てるべきであつて、本当に無駄なばらまきとも言われてきたこの子ども手当に予算を使うことよりも、復興復旧のために予算を第一に使うことが、まずはそれを優先事項とすることが私は大事だと思つています。

子ども手当を半年のつなぎにすることによつて

議決された来年度予算と合わなくなりますけれども、政府と与党はどのように調整をしているので

しょうか。また、子ども手当に係る国費の余った

分をどのように使うつもりなのか、これも発議者

るよう、復興支援をしっかりとしていただくこと、また自治体の要望を十分に酌み取つて運用の弹力化を講じていたらしくあります。

しかし、これまで御答弁ございましたけれども、児童手当に戻ることによって、例えば所得把握などの事務手続のかなりの負担というものが生じるということも考えますと、それぞれを被災自治体に課すことは大変なことだというふうに考えておりまして、是非ともこのつなぎ法案に御理解、御協力をいただきたいと思つております。

○国務大臣(細川律夫君) この震災によりまして一部の自治体では、委員が言われるよう、行政事務が行われられないような困難になつて、そういう状態があることも承知をいたしております。それでも、震災の被害に遭われた方々に対してもきちんと子ども手当が支払われるということ

が重要だと考えておりますので、国としてもでき

る限り市町村の事務を支援をしていきたい、努力をしていきたいと思つております。そこで、震災のためにこの手当の認定申請が遅れる場合につきましては、やむを得ない理由ということで震災時に遡つて支給されるものであり、その旨地方自治

体に対しまして既に通知もいたしております。

今後とも、自治体の御要望も踏まえまして、必要な運営が運用に弾力的に適用していきたいと、このように考えております。

○川田龍平君 私は、やはり子ども手当に財源を充てるよりも、復興復旧のためにまず財源を充てるべきであつて、本当に無駄なばらまきとも言われてきたこの子ども手当に予算を使うことよりも、復興復旧のために予算を第一に使うことが、まずはそれを優先事項とすることが私は大事だと思つています。

子ども手当を半年のつなぎにすることによつて

議決された来年度予算と合わなくなりますけれども、政府と与党はどのように調整をしているので

しょうか。また、子ども手当に係る国費の余った

分をどのように使うつもりなのか、これも発議者

の民主党及び大臣双方に伺います。

○衆議院議員(城島光力君) 今御指摘の子ども手当の少なくとも上積み分、三歳未満七千円ということも震災対策の財源に充てるべきだという御意見もあり、こうしたことも含めて今後検討してまいりたいと思います。

ただ、一点、きちんと留意しておかないと、それは、この子ども手当支給の対象となつてゐる子育て世帯については既に年少扶養控除を廃止しているわけであります。それはスタートして

いる、すなわち増税が始まつてゐるということも一方できちんと押さえておく必要があるというふうに思います。

いずれにしても、そういうことも含めて、与野党の中ですっかりした枠組み、制度をつくりたいと思っております。

○国務大臣(細川律夫君) 城島提出者の方からもお話をありましたように、私ども、子ども手当の上積み分、三歳未満七千円でありますけれども、これにつきましては震災対策の財源に充てるべきだと、こういう強い御意見もございます。そうした点も含めまして今後検討をしてまいりたいと思います。

○川田龍平君 やはりこの子ども手当自体が増税の上にばらまきの予算の使い方であつて、やはり間違いであつたと私は思つています。未曾有の災害だといつてなし崩しに議論を進めるのではなく、抜本的に子育て支援策を見直すべきだと考

ますが、大臣、いかがでしようか。

○国務大臣(細川律夫君) 子育ての支援につきましては、これはやはり子供が主人公、チルドレンアーリスト、そして社会全体で子供を支えると、こういうような基本的な考え方の下で、子ども手当の支給等の現金給付、そして待機児童の解消などの保育サービスの充実、そして三つ目はワーカー・ライフ・バランスなどの実現、こういうことによりましてバランスの取れた総合的な政策を講じることが重要だと、こういうふうに考えており

こうした考え方に基づきまして、子ども・子育て支援の総合的な対策を推進するため、数値目標を盛り込んだ子ども・子育てビジョンを昨年一月に閣議決定したところでございます。同ビジョンの実現に向けて関係府省と連携して取り組んでまいりたい。

また、質の高い幼児教育、保育の一體的提供、これを確保いたしまして、全ての子供の健やかな育ちを保障する子ども・子育て新システムの議論を進めておりまして、その制度化に向けて内閣府省と精力的に検討を進めています。そこで、このように考えていくべきだと思います。

○川田龍平君 やはり、他党に協議を呼びかけるのであれば、まず間違いをしつかり認めていただきたいと思います。

ありがとうございました
○田村智子君 日本共産党の田村智子です。
子ども手当が経年で安定した制度となる
ことを目指すよじき牛久井議員との両立

また保育士と児童保育士と作業療法士との両立が図られるよう、今後私たちも積極的な提案をしてまいります。そのことを申し上げまして、この場では被災地の保育所について急ぎ改善が求められている点について質問いたします。

被災地支援に当たっては、全国保育団体連絡会からお聞きした事例で、すけれども、宮城県石巻市園長、職員三人が寝泊まりをして保育所の再開に努力をしています。ここに先日、避難所生活をしている母親がゼロ歳、二歳の子供を連れて訪ねてきた。職員がしばらく子供と遊んだら、表情がつた。子供が笑顔になり、翌日、母親から震災後初めて子供がぐっすり眠ったと伝えられたと、こうあるんですね。たとえ保育所がすぐに運営できない状況でも、保育士が大変重要な役割を担っていると思います。

ところが、厚生労働省が三月二十五日に示した事務連絡では、保育所運営費について、被災地では三月中に保育を再開した施設には支給すると、

のことしか記されていません。気仙沼市のある民間保育所では、三月中再開のめどが立たずに保育士全員を解雇するという事態も起きています。保育士の雇用の確保がなければ保育再開の仕事もできません。避難所での保育士の役割を果たすこともできません。

本日がこの三月中再開というその期限を迎えて
いるわけですけれども、本日までに保育所の運営費
ができるない保育所、運営費をどうするおつもりな
のか、お聞きいたします。

今委員がお二しや二かた

例措置をやめにして、絶対にやめておきたい。もう少し、りたいと思つております。

ました。今はとお話ししたように、実際に角屋もしてしまった保育所もあります。是非、そういうことにならないんだということを徹底していただきたいし、阪神・淡路大震災のときには三ヶ月間特例の措置をとっていますので、これを下回るようなことは絶対やらないということをお約束いただきたいと思います。

実は、この運営費の問題は障害者施設も同じ要件になっています。どちらも職員の雇用が保障されてこそ事業の再開に向かうことができると、心ある措置を、阪神・淡路大震災のときを上回るような措置を行うということ、これは非約束をしていただきたいと思いますが、いかがでしようか。

きまして、その避難所でサービスを提供する場合、あるいは利用者とともに別の施設に避難して必要な支援を行う場合でも柔軟に報酬の対象とするよう、各自治体に通知を示しているところであります。

するに当たりまして、これは医療保険の場合と同じように、そのサービスの提供記録などがなくなつてしまつた場合でもこれまでの実績を踏まえた概算での請求ができるようになります。柔軟な対応を極力してまいりたいと思っております。

○田村智子君 事務連絡が幾つも出される問題は以前にも指摘をいたしましたが、最初から心ある措置ということをとるよう、是非厚生労働省に改善を求めていきます。

もう一つ、急いで改善求められる点をお聞きしつゝしげづけながら、枝葉付トヨタ日本にてこう

たいんです。されども、被災地外の自治体による支援について一点お聞きいたします。

援ということに本当に努力に敬意を表したいと思
います。しかし、残念なことに、まあ一部の自治
体かとは思いますが、これでよいのかと思
えるような対応が見受けられます。

所のリストを見ますと、ほとんどが介護等の必要性がなく自立して生活できることを条件として、食事の提供なしとなっていいます。これでは初めから障害者や高齢者は受け入れないと宣言しているのと同じではないかと。東京都でも、避難所設置の当初は食事の提供がなく、また自立ということを条件にしたためか、車椅子の高齢者が現に東京武道館にいらしたんすけれども、ほかの方と同じマットレス一枚の提供と、介護の二一ツの聞き取りもされていませんでした。

私たち日本共産党も、それぞれの自治体で支援活動の内容については改善を求めていきますけれども、国としても災害弱者への配慮、食事の提供など、避難所環境を整えるべく、現在の事務連絡などで、

りも踏み込んで具体的に自治体に求めていくこと
が必要ではないかと思いますが、いかがでしよう
か。
○副大臣（大塚耕平君） 御指摘、ありがとうございます。
もちろん私もども委員と同じ気持ちで今回臨ん
います。

でありますので、例えは避難所においても居宅介護サービスが受けられるような措置もしております。その一方で、御指摘をいただいて神奈川県のホームページを見ましたら、おっしゃるように、介護等の必要がなく自立して生活できる方という記述があつてびっくりしております。

若干神奈川県の気持ちをおもんばかれば、財政的なことも気にしているのかもしれませんけれども、そういうことも被災地外の自治体に極力御迷惑を掛けないような財政的措置も財務省に御相談しながらなっておりますが、可ならぬ異議などございません。

話したからといっておりませんので、何らかの譲り受けで、こういう条件を付けているということであれば、改善を求めるよう神奈川県と話をさせていただきたいと思います。

○田村智子君 これは神奈川県だけでなく東京都でも同じような事例が見受けられます。是非全国的に目配りをいただいて、それぞれの自治体がやっぱり我が事として心ある支援ができるよう、是非踏み込んで改善を行って、そこそこと思ひたいと思ひます。

震災で事業の縮小や休業を余儀なくされている中小企業には雇用調整助成金を活用して雇用の確保をと、これは先日の委員会でも確認をいたしました。しかし、この制度は、通常は、あらかじめ休業の計画を提出をすると、それで雇用調整助成金を受給するというふうになつてゐるんですね。三月十一日に遡るといふこの緩和措置は、青森、岩手、宮城、福島、茨城の五県に限定すると、いうふうに今厚生労働省の方では通知出されていくと思います。津波被害を受けた旭市、液状化被害の浦安市など七市一町が被災した千葉県や全半島が問題です。

壊の住宅が一千二百棟にも上る栃木県、これは災害救助法の適用地域にされていますが、この雇用調整助成金の緩和措置の対象となつていません。現に千葉のハローワークには、なぜ私たちのところでは雇用調整助成金を受けられないのかと、こういう問合せが来ているといいます。

対象地域を大幅に拡大すべき、これも早急に行う手だてだと思いますが、いかがでしょうか。

○副大臣(小宮山洋子君) 今委員がおっしゃいましたように、三月十七日に災害救助法を適用されたこの五つの県について、最初、スタートとしてここから始めました。これから様々なニーズをしっかりと把握をいたしまして、更にこれをどう拡大をしていくのか、検討させていただきたいと思います。

○福島みずほ君 社民党的福島みずほです。

子供たちは、私たちの未来であり希望です。子供たちを支援し応援することは、大人たちの政治の責任だと思います。

避難所に行きました、例えば南相馬市から避難して山形県、受け入れている場所や、三郷市、埼玉県、福島県双葉郡広野町から避難されている皆さん、あるいは埼玉県が引き受けているらっしゃる双葉町のところやいろんなところに行きました。

避難所で大人たち、とりわけ親は子供たちのことをして心配している。健康のこと、勉強のこと、命のこと、とにかく子供のことを、とってもみんな本当に涙を浮かべながら子供のことを本当に心配をしています。だからこそ、子供たちをやつぱりどう応援していくか。控除から手当へという方向は正しいと思いますし、子供の貧困を全國の中でもなくしていくことが必要です。

東日本でも震災に遭われた人たちの子供を応援するためにも私は子ども手当は必要だと思つております。ただし、子供を応援する子ども手当に賛成です。ただ、元々社民党は実は一万三千円と言つてきて、民主党が元々二万六千円だつたので、一万三千円でいいじゃないかと言つてはきたんで

すが、つなぎ法案という形で、民主党、いかがですか、もう恒久的に一万三千円で子供たちをみんなどは雇用調整助成金を受けられないのかと、こな応援する、いかがですか。

○副大臣(小宮山洋子君) 子供たちへの支援の御理解、ありがとうございます。

そして、今の御提案でございますが、先ほどから大臣もお答えをしているとおり、私どものマニアエストは二万六千円でお約束をいたしました。

ただ、このような事態に至つて、今後御審議をいたぐく中でそこはどういう額がいいかをしつかり御検討いただいて、それを受け止めていきたいと

いうふうに思つております。

○福島みずほ君 つなぎ法案になつたために、幾つかやはり、できれば今何とかできないかと思う点が何点か出てきております。

児童養護施設で保護されている子供たちで、かつ親権が継続している子供たちは、子ども手当が親に支給されるため、子供たちのために使われているとは言えない状況が出ております。子供たち自身に使われるような工夫はできないのでしょうか。

○衆議院議員(柚木道義君) 御指摘のとおりでございまして、児童養護施設に入所している子供に

ついても本来は子ども手当による支給を行う必要があると私どもその点を政府に要請をいたしましたが、あるとこで、親の有無ある

○衆議院議員(渡辺周君) 御指摘のことにつきましても、そもそも手当、二十二年度施行されまして

して、今回の二十三年度法案では、親の有無ある

ことは監護・生計要件を満たしているかにかかわらず施設に支給することが盛り込まれております。

ただ、先ほど來の答弁にもございますが、国民

生活や地方の現場に混乱が生じないように、今回

につけては、緊急的に提出したつなぎ法案には残念ながら盛り込まれておりません。これは、制度

の見直しに当たりまして、システム改修等に相当

な時間を要すること、そして各種様式の変更ある

いは関係機関との調整、これは施設入所の子供の

支給のためには、これまで支給を受けていた親御

さんへの支給の廃止のため、子供の施設入所の情

報を都道府県等から親御さんの所在する市町村へ

提供することが必要となります。こういった事務負担等が多いことから今回の措置になつていると

いた、今回、二十二年度と同様に、安心こども基金を活用いたしまして子ども手当相当額が行き渡るよう特別な支援を行う考え方もあり、また、施設に入所している子供の親に對して子ども手当は子供の育ちに使うべきであるという先ほどの御指摘は本当にごもっともでございますので、今後、つなぎ法期間中に、まさに与野党が協力をいたしましてあらゆる努力を行い、半年後までには必ず施設支給を実現したいと、そのように考えております。

○福島みずほ君 外国人については国内における居住要件を求めることが必要だと考えますが、いかがでしょうか。ごめんなさい、外国人の子供、外国人について、お願いします。

○衆議院議員(渡辺周君) 御指摘のことにつきましては、子ども手当、二十二年度施行されまして様々な問題が顕在化をしました。ですから、私どもも手当を踏まえて二十三年度の法案の中に入れておりました。

しかし、今回、緊急避難的なこのつなぎ法案で

はそのところが法案の中には盛り込まれてお

ません、二十二年度そのまままでございますので、

この点については、厳格化を引き続き進めなが

ら、二十三年度のこの十月以降どうするかとい

うことで御協議を皆さんとした上で、やつぱりこの

点についても国内居住要件というものをしつかり

担保していくというふうな考え方で皆さん方とお話し合ひができるかと思つております。

○福島みずほ君 多くの子供たちが親を亡くして

おります。これらの子供たちはどのように支給さ

れるんでしょうか。

○副大臣(小宮山洋子君) 同じ意見でございます。

やはり震災復興のためには全体で負担をし分か

りますが、こ

いるときにはその方に、また児童施設に入る場合にはそこへ行くようにしたいと思いますが、先ほどからいろいろ御指摘あるように、手続きなどがすくできない場合には、後からその遅及ができるようにしてまいりたいというふうに思つています。

とにかく、一番困った状態にある子供たちにしつかり支給ができるよう最大限努力をしてまいります。

○福島みずほ君 子ども・子育てビジョン、私も担当大臣として作りましたが、やはりみんなも現物支給も頑張ってくれという思いが大変あると思うんですね。特に今保育所がとりわけ必要ですしお金を貰うのが大変ですが、児童養護施設や自立援助ホームなど、子供たちの中でもとりわけ困難を抱えた子供たちへの支援を現物でも支援することが大事だと考えますが、いかがでしょうか。

○副大臣(小宮山洋子君) 昨年一月、福島委員が大臣のときに取りまとめていただいた子ども・子育てビジョン、それに基づきまして、おつしやい

ますように、学童保育あるいは保育につきましてもしつかり取り組みたい、五万人毎年保育受入れの児童の数を増やしたいと思つておりますし、待機児童の先取りプロジェクトでもできるところか

らやつてゐるところをごぞざいます。

また、児童福祉施設の子供たちについても、今早急にできるところから少しでもいろいろな、広

さですか職員の配置ですか、様々なことをできるところから拡充をするように取り組んでいるところです。

○福島みずほ君 東日本震災の中でみんな大変ですが、とりわけ子供たちは長い大きな未来があると。ですから、保育所のことを始め子供たちへの支援をしつかりしていただきたい。いかがですか。

○副大臣(小宮山洋子君) 同じ意見でございます。

れからの未来の子供たちについてはやはりより一層の支援が必要なので、子供の家庭にだけ負荷が行くようなことは決してならないように子供の支援に最大限力を入れて、皆様と協力をしてやつていただきたいと思つております。

○福島みづほ君 是非、子ども手当は、一万三千円で、金額はいろいろあるかもしませんが、恒久法案を目指して、子供たち全てを応援するようによろしくお願ひします。

○委員長(津田弥太郎君) 他に御発言もないようですが、から、質疑は終局したものと認めます。

本案の修正について川田君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。川田龍平君

○川田龍平君 私は、ただいま議題となつております国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対し、みんなの党を代表して、修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりであります。

民主党政権で創設された子ども手当は、国の財政状況を一顧だにしない理念なきばらまきであり、撤廃すべきものであるとみんなの党は考えます。しかし、この度、東北・関東地方を襲った地震や津波は各地に未曾有の被害をもたらしました。これらの地域においては、既に地方公共団体の機能を失つたと言えるところすらあります。また、地方公共団体が機能している場合においても、今何よりも大事なことは、被災者対策及び災害復旧対策にその全力を傾けることあります。

そこで、被災地の窮状を踏まえ、地方公共団体の事務処理上の混乱を回避するため、本修正案を提出いたしました。

修正の要旨は、次のとおりであります。

第一に、平成二十三年東北地方太平洋沖地震の影響のため児童手当に関する事務を適正に行うこ

とが著しく困難と認められる市町村を包括する県として厚生労働大臣が指定する県に限り、平成二十二年度子ども手当支給法の子ども手当について

平成二十三年九月まで支給すること。

第二に、厚生労働大臣は、県の指定に当たつて

は、あらかじめ当該県の知事の意見を聴かなければならぬこととし、当該県の知事が厚生労働大臣に意見を述べる場合には、あらかじめ当該県の区域内の市町村の長の意見を聴くものとするこ

と。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。

○委員長(津田弥太郎君) これより原案及び修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○三原じゅん子君 自由民主党の三原じゅん子で

私は、自由民主党を代表して、国民生活等の混

乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対して反対の立場から討論を行います。

私は、自由民主党を代表して、国民生活等の混

乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する反対の立場から討論を行います。

このほど、緊急に取り組むべき対策を第一次緊急提言としてまとめ上げ、政府に対し申し入れ、全力で対応しております。

法案に関して我が党の意見を申し述べます。

この法案は、民主党提出の議員立法であり、二十二年度に実施された子ども手当一律月額一万三千円の制度をそのまま今年九月までの六ヶ月間延長するという内容です。加えて、衆議院において、政府案として三歳未満の子供に増額して月額二万円を支給するという平成二十三年度における

子ども手当の支給に関する法律案が提出されました。同じ国会に政府と与党で異なる内容の法律が出されたということは、過去に例のない大きな問題です。

遅まきながら、政府・与党は自分の矛盾に気付いてお亡くなりになられた方々の御冥福を心からお祈りし、被災された皆様に対しまして衷心からお見舞いを申し上げます。

まず、今回の東日本巨大地震・津波災害によつてお亡くなりになられた方々の御冥福を心からお祈りし、被災された皆様に対しまして衷心からお見舞いを申し上げます。

さらに、被災地で救援活動に献身的な努力をさ

れており、被災地で救援活動に献身的な努力をさ

状態のままです。被災地の施設にいる子供たちのことを思うと、胸が引き裂かれる思いであります。

我々は、責任ある野党として、これからも谷垣総裁を先頭に、全員、党友が一丸となつて、震災からの復興、国民生活の安定のため全力を尽くしてまいります。政府・与党をいたずらに混乱させることはしませんが、この子ども手当つなぎ法案のような政策については毅然と反対としていきます。

被災者の皆様及び国民一人一人が、震災前より明るい希望を抱くことができる國づくりに邁進することをお誓ひして、私の討論をいたします。

○田村智子君 私は、日本共産党を代表して、国

民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部改

正法案に賛成する立場で討論を行います。

自民党は、子ども手当に係る予算は全て今回の

東日本巨大地震・津波災害の復興財源として振り

えられる政府に、現在の国難と言える状況に対処できるはずがありません。

このほど、緊急に取り組むべき対策を第一次緊急提言としてまとめ上げ、政府に対し申し入れ、全力で対応して

おります。

法案に関して我が党の意見を申し述べます。

この法案は、民主党提出の議員立法であり、二十二年度に実施された子ども手当一律月額一万三千円の制度をそのまま今年九月までの六ヶ月間延長するという内容です。加えて、衆議院において、政府案として三歳未満の子供に増額して月額二万円を支給すること。

第二に、厚生労働大臣は、県の指定に当たつて

は、あらかじめ当該県の知事の意見を聴かなければならぬこととし、当該県の知事が厚生労働大臣に意見を述べる場合には、あらかじめ当該県の区域内の市町村の長の意見を聴くものとするこ

と。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。

○委員長(津田弥太郎君) これより原案及び修正

案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

います。

○三原じゅん子君 自由民主党の三原じゅん子で

私は、自由民主党を代表して、国民生活等の混

乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する反対の立場から討論を行います。

このほど、緊急に取り組むべき対策を第一次緊急提言としてまとめ上げ、政府に対し申し入れ、全力で対応して

おります。

法案に関して我が党の意見を申し述べます。

この法案は、民主党提出の議員立法であり、二十二年度に実施された子ども手当一律月額一万三千円の制度をそのまま今年九月までの六ヶ月間延長するという内容です。加えて、衆議院において、政府案として三歳未満の子供に増額して月額二万円を支給すること。

第二に、厚生労働大臣は、県の指定に当たつて

は、あらかじめ当該県の知事の意見を聴かなければならぬこととし、当該県の知事が厚生労働大臣に意見を述べる場合には、あらかじめ当該県の区域内の市町村の長の意見を聴くものとするこ

と。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。

○委員長(津田弥太郎君) これより原案及び修正

案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

います。

○三原じゅん子君 自由民主党の三原じゅん子で

私は、自由民主党を代表して、国民生活等の混

乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する反対の立場から討論を行います。

私は、自由民主党を代表して、国民生活等の混

乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する反対の立場から討論を行います。

私は、自由民主党を代表して、国民生活等の混

乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する反対の立場から討論を行います。

私は、自由民主党を代表して、国民生活等の混

乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する反対の立場から討論を行います。

私は、自由民主党を代表して、国民生活等の混

乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する反対の立場から討論を行います。

私は、自由民主党を代表して、国民生活等の混

乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する反対の立場から討論を行います。

このほど、緊急に取り組むべき対策を第一次緊急提言としてまとめ上げ、政府に対し申し入れ、全力で対応して

おります。

法案に関して我が党の意見を申し述べます。

この法案は、民主党提出の議員立法であり、二十二年度に実施された子ども手当一律月額一万三千円の制度をそのまま今年九月までの六ヶ月間延長するという内容です。加えて、衆議院において、政府案として三歳未満の子供に増額して月額二万円を支給すること。

第二に、厚生労働大臣は、県の指定に当たつて

は、あらかじめ当該県の知事の意見を聴かなければならぬこととし、当該県の知事が厚生労働大臣に意見を述べる場合には、あらかじめ当該県の区域内の市町村の長の意見を聴くものとするこ

と。

以上であります。

何とぞ

に起こった東北関東大震災の災害対応を最優先させるべき時期に、現に復旧に全力を挙げている自体に更なる負担を掛けることは絶対に避けなければなりません。

子育て施策の充実、制度の安定性、継続性の観点からも、様々な混乱を避ける意味でも、我が党が提案した修正を行つた上で、年度内に新しい子ども手当を成立させることは困難が、現に政府案を修正して成立させることは困難であり、緊急避難として今年度の子ども手当法の6か月延長は必要と考えます。

震災復興の財源にすべきとの議論がありますが、我が党は、復興支援と子育て支援を対立させることではなく、在日米軍への思いやり予算を含む五兆円規模の軍事費や不要不急の大型公共事業の見直し、大企業が抱える内部留保の活用こそ検討すべきと考えます。

以上、賛成の理由を申し上げて、討論を終わります。

○福島みずほ君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の討論を行います。

東日本大震災によって尊い命、子供たちの命もたくさん奪われたことに心から哀悼の意を表します。社民党は、全ての子供たちの未来を守り、しっかりと応援していくという決意です。

賛成の理由は、平成二十二年度子ども手当の期限が切れ、児童手当に逆戻りすることは避けるべきであると考へるからです。本法が成立しなければ児童手当に自動的に戻るため、全世帯で子ども手当より受取額が減り、現行の支給額を予定して子育て費用を貢いでいる国民に混乱をもたらします。特に、中学生四百万人については支給がなくなり、クラブ活動の継続、高校進学への準備など、子供たちの将来計画にも大きな影響をもたらします。また、市町村事務の混乱を回避しなければなりません。あくまでつなぎ法案という今回の

措置はやむを得ないという立場での賛成です。

また、児童養護施設などに入所している子供への支給、子供の居住要件の問題など、政府・与党は法の改善点を認識しているにもかかわらず、それらが全く盛り込まれておらず、ただ実務的につぶやくことにも問題があると指摘しておきます。

本来ならば、子ども手当法は恒久法として成立を期すべきです。単年度法、つなぎ法案では、国民に信頼される制度とは言えず、混乱を招くばかりです。支給額については当面一万三千円を維持して、早急に安定的な制度をつくるべきです。

子育て支援は、現金給付と現物サービスが車両輪を成しています。両者のバランスを取りつつ、総合的に拡充していかなければなりません。政府の提出法案で示されていた金額の上乗せ分について、保育所などの基盤整備など、現物給付の拡充に充てるべきです。

日本の子育てに関する予算は諸外国に比べて極めて低く、日本の子供の貧困率は一四・二%であるという現実をしつかりと認識し、子ども手当の本格実施に向けて改めて国民の理解と合意を図るべきだと申し上げます。

○委員長(津田弥太郎君) 他に御意見もないようですが、討論は終局したものと認めます。それでは、これより国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、川田君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(津田弥太郎君) 少数と認めます。よつて、川田君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(津田弥太郎君) 可否同数と認めます。

委

員長において本案に対する可否を決します。

本案については、委員長はこれを可決すべきものと決定いたします。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(津田弥太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時三十分散会

等に関する事例)

第五条の二 次に掲げる者に係る第七条第二項及び第四項並びに第二十一条の規定の適用については、第七条第二項中「平成二十三年三月(同年二月末日)とあるのは「平成二十三年九月(同年八月末日)と、同条第四項中「平成

二十三年二月にそれぞれの前月までの分を、同年六月に同年二月分及び三月分を、それぞれ」とあるのは「平成二十三年二月、六月及び十月に、それぞれの前月までの分を」と、第二十一條見出しを含む。中「平成二十三年三月」とあるのは「平成二十三年九月」とする。

九月(同年八月末日)と、同条第四項中「平成

二十三年二月にそれぞれの前月までの分を、同年六月に同年二月分及び三月分を、それぞれ」とあるのは「平成二十三年二月、六月及び十月に、それぞれの前月までの分を」と、第二十一條見出しを含む。中「平成二十三年三月」とあるのは「平成二十三年九月」とする。

一 指定県(平成二十三年東北地方太平洋沖地震の影響のため児童手当に関する事務を適正に行なうことが著しく困難と認められる市町村を包括する県として厚生労働大臣が指定する県をいう。次号において同じ。)の区域内に住所を有する受給資格者(第十六条第一項に規定する公務員を除く。)

二 指定県又は指定県の区域内の市町村(指定県又は指定県の区域内の市町村が組織する地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合、広域連合、全部事務組合若しくは役場事務組合又は同法第二百九十八条第二項の地方開発事業団を含む。)に所属する地方公務員(第十六条第一項の表の第二号の上欄に掲げる者に限る。)である受給資格者は

二 前項第一号の規定による指定をしたときは、厚生労働大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

三 第一項第一号の規定による指定に当たつては、厚生労働大臣は、あらかじめ当該県の知事の意見を聴かなければならない。

4 前項の規定により当該県の知事が厚生労働大臣に意見を述べる場合には、あらかじめ当該県の区域内の市町村の長の意見を聞くものとする。

第二条 第二条を次のように改める。
(平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部改正)
第一条 中「この法律は」の下に「平成二十三年東北地方太平洋沖地震により著しい被害を受けた地域において」を加え、「より生ずる国民生活等の混乱を回避する観点から」を伴い生ずる地方公共団体の事務処理上の混乱を回避するためには、「ついて」の下に「当該地域に限り」を加えます。

第二条 第二条を次のように改める。
(平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部改正)
第一条 第二条を次のように改める。
(平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部改正)
第二条 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第五条の次に次の二条を加える。
(指定県の区域内に住所を有する受給資格者
等に関する事例)

附則第一条の見出しを「(施行期日等)」に改め、

一、国庫負担を引き上げ、高過ぎる国保料(税)を引き下げるのこと。

二、医療費の窓口負担を軽減すること。

第三〇一号 平成二十三年三月十六日受理

保育・幼児教育・学童保育などの拡充に関する請願

請願者 群馬県安中市高別当八八ノ三 大井加代子 外二百九十九名

紹介議員 吉田 忠智君

現行保育制度は、国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応能負担を制度の柱にしており、全ての子供の保育を受ける権利と発達を保障するためには、現行保育制度の堅持・拡充こそ必要である。しかし、政府が検討を進めている「子ども・子育て新システム」は、全ての子供を社会全体で支援するとしながら、直接契約を基本とする保育の市場化と公的責任の縮小、最低基準の廃止、保育料の応益負担の導入、拙速な幼保一体化などを提案している。これらは現在の保育水準を低下させ、子供と保護者、保育者に一層の負担を強いるだけでなく、経済的に困難な家庭や障害のある子供など福祉を必要とする家庭や子供が排除されかねないこと、また施設の安定的な運営が困難になることなどが危惧され、さらに財源確保についても明確に示されていないことも問題である。子供の貧困、子育て困難が広がり、待機児童解消が緊急の課題になっている状況を踏まえれば、国と自治体の責任を確保しながら、関連予算の大額増額により、保育・幼児教育・子育て支援・学童保育の制度を拡充すべきである。全ての子供に質の高い保育を受ける権利を保障する立場から「子ども・子育て新システム」の導入に反対し、現行制度を解体するのではなく、財源確保の上で保育・幼児教育・子育て支援・学童保育策の拡充を求める。

については、次の事項について実現を図られた

児童を解消すること。

二、保育所・幼稚園・学童保育などに関する子供・子育て予算を大幅に増額し、児童福祉施設最低基準・幼稚園設置基準の抜本的改善、保護者負担の軽減、職員待遇の改善をすること。

第三〇五号 平成二十三年三月十七日受理

パーキンソン病患者・家族の治療療養生活の質的向上の総合対策に関する請願

請願者 愛知県春日井市黒鉢町字大久手一三七〇五 益田利彦 外八百六十名

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第三〇六号 平成二十三年三月十七日受理

保育・幼児教育・学童保育などの拡充に関する請願

請願者 愛媛県今治市阿方甲五五三ノ九 井村真澄 外百九十九名

この請願の趣旨は、第三〇一号と同じである。

第三十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、国民生活等の混乱を回避するための平成一二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

国民生活等の混乱を回避するための平成一二二年度における子ども手当の支給に関する法律案(衆)

(趣旨)
この法律は、平成二十二年度における子供手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)に基づく子ども手当の支給が平成二

二十三年三月で終わることにより生ずる国民生活等の混乱を回避する観点から、同法の子ども手当について、暫定的に同年九月まで支給する措置を講ずるため、同法の一部改正について定めるものとする。

(平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部改正)

第二条 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を次のように改正する。

題名中「平成二十二年度」の下に「等」を加える。

第一条中「平成二十二年度」の下に「等」を加える。

第七条第二項中「平成二十三年三月(同年二月末日)」を「平成二十三年九月(同年八月末日)」に改め、同条第四項中「平成二十三年二月に」を「平成二十三年二月、六月及び十月に」に改め、「同年六月に同年二月分及び三月分を、それぞれ」を削る。

第二十一条(見出しを含む。)中「平成二十三年三月」を「平成二十二年九月」に改める。

第二十二条中「平成二十二年度」の下に「等」を加える。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日(この法律の公布の日が同月一日後となる場合は、公布の日)から施行する。

(この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における子ども手当の支払の調整に関する経過措置)

第二条 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合において、同月から当該公布の日の属する月までの月分の児童手当等(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第四条第一項の児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付をい

う。以下この条において同じ。)の支払が行われたときは、その支払われた児童手当等は、当該

月分として支払うべき子ども手当の内払とみなすことができる。

(特別会計に関する法律等の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「平成二十二年六月における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

一 特別会計に関する法律(平成十九年法律第

二十三号)附則第三十一条の二

二 健康保険法(大正十一年法律第七十号)附則第八条の二(見出しを含む。)

三 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)附則第八条の二(見出しを含む。)

四 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十

九号)の項

五 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第

三十九条

六 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)別表第一第二十九号の二

七 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)第一条

八 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第一百二十四号)附則第四項(見出しを含む。)

九 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)附則第三条(見出しを含む。)

十 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)附則第六項(見出しを含む。)

十一 刑事訴及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第百二十二号)附則第六項(見出しを含む。)

十二 日本金銀機構法(平成十九年法律第百九号)附則第七十五条(見出しを含む。)

十三 高度専門医療に関する研究等を行う独立

行政法人に関する法律(平成二十年法律第九
十ニ号)附則第六条

(住民基本台帳法の一部改正)

第四条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八
十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条の見出し中「平成二十一年度」の下
に「等」を加え、同条中「平成二十三年三月三十
一日」を「平成二十三年九月三十日」に、「第七条
第十ニ号の二中」を「同号中」に改め、「平成二十
二年度」の下に「等」を加える。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第五条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第
百十八号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の見出し中「平成二十一年度」の下
に「等」を加え、同条中「平成二十一年度」の下に
「等」を加え、同条第二項中「平成二十三年三月
三十一日」を「平成二十三年九月三十日」に改め
る。

平成二十三年四月八日印刷

平成二十三年四月十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A